

第 1 章 事業計画の概要

(空白)

第1章 事業計画の概要

1.1 事業者の名称及び所在地

1.1.1 事業者の名称及び代表者の氏名

山梨西部広域環境組合

管理者 望月 智

1.1.2 主たる事業所の所在地

山梨県中央市藤巻 2303-2

1.2 事業の名称等

1.2.1 対象事業の名称

山梨西部広域環境組合 ごみ処理施設整備事業

1.2.2 対象事業の種類

廃棄物処理施設の設置（ごみ焼却施設）

（山梨県環境影響評価条例第二条 別表第六号）

1.2.3 対象事業の規模

1 時間当たりの処理能力の合計 約 11.4 トン（274 トン/日、137 トン/日×2 炉）

（注：このほか、併設する粗大ごみ処理施設において 20.3 トン/日のごみ処理を行う。）

1.3 事業の名称等

1.3.1 対象事業実施区域

対象事業実施区域は、中央市浅利地内に位置する。

位 置：山梨県中央市浅利 230 番 3 ほか

対象事業実施区域の位置を図 1.3.1-1 に、対象事業実施区域の概況を図 1.3.1-2 に、詳細を図 1.3.1-3 に、空中写真を図 1.3.1-4 に示す。

対象事業実施区域は、中央市の中心を流れる一級河川笛吹川の左岸側にあり、西側が市川三郷町と接している。

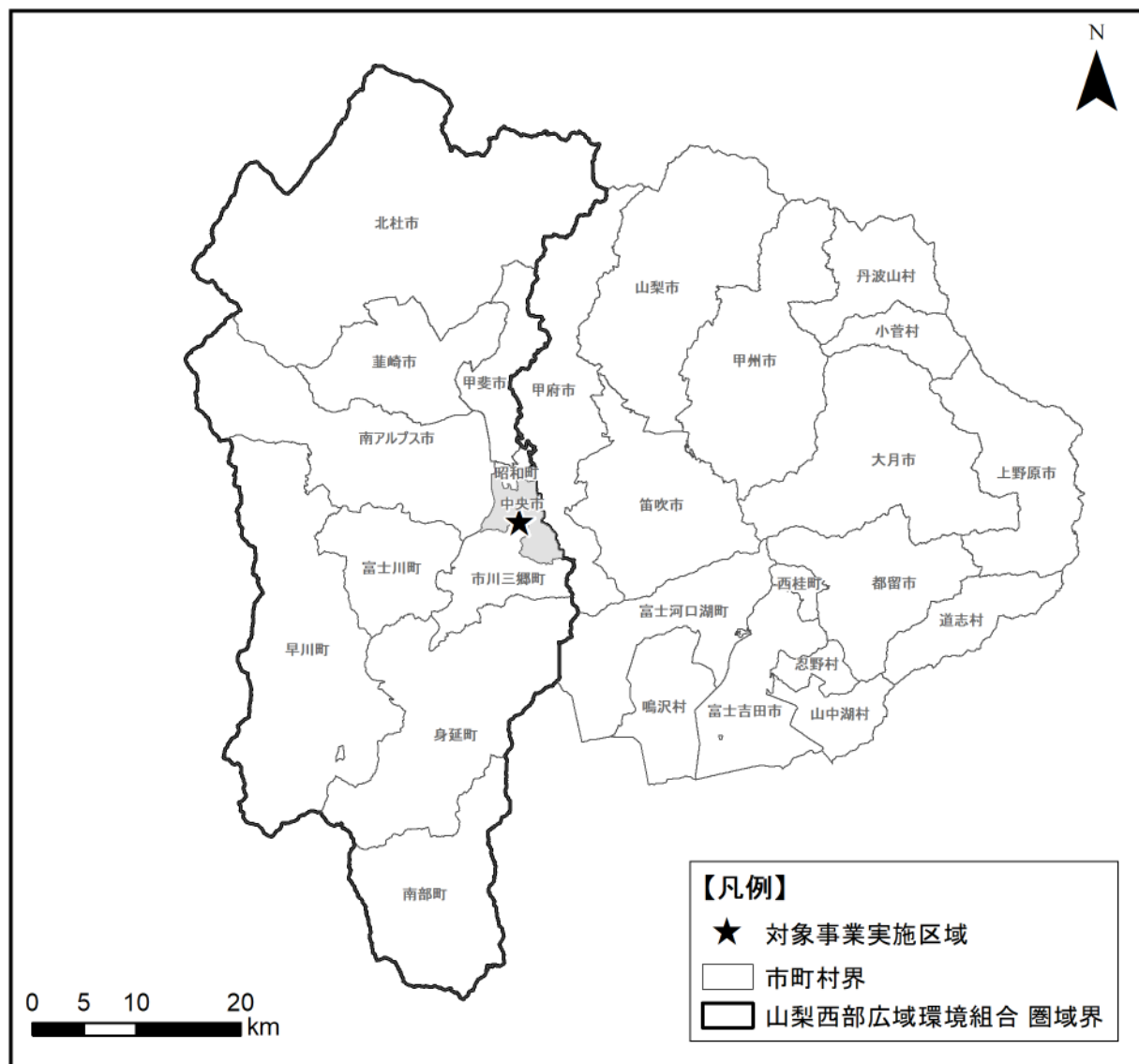


図 1.3.1-1 対象事業実施区域の位置

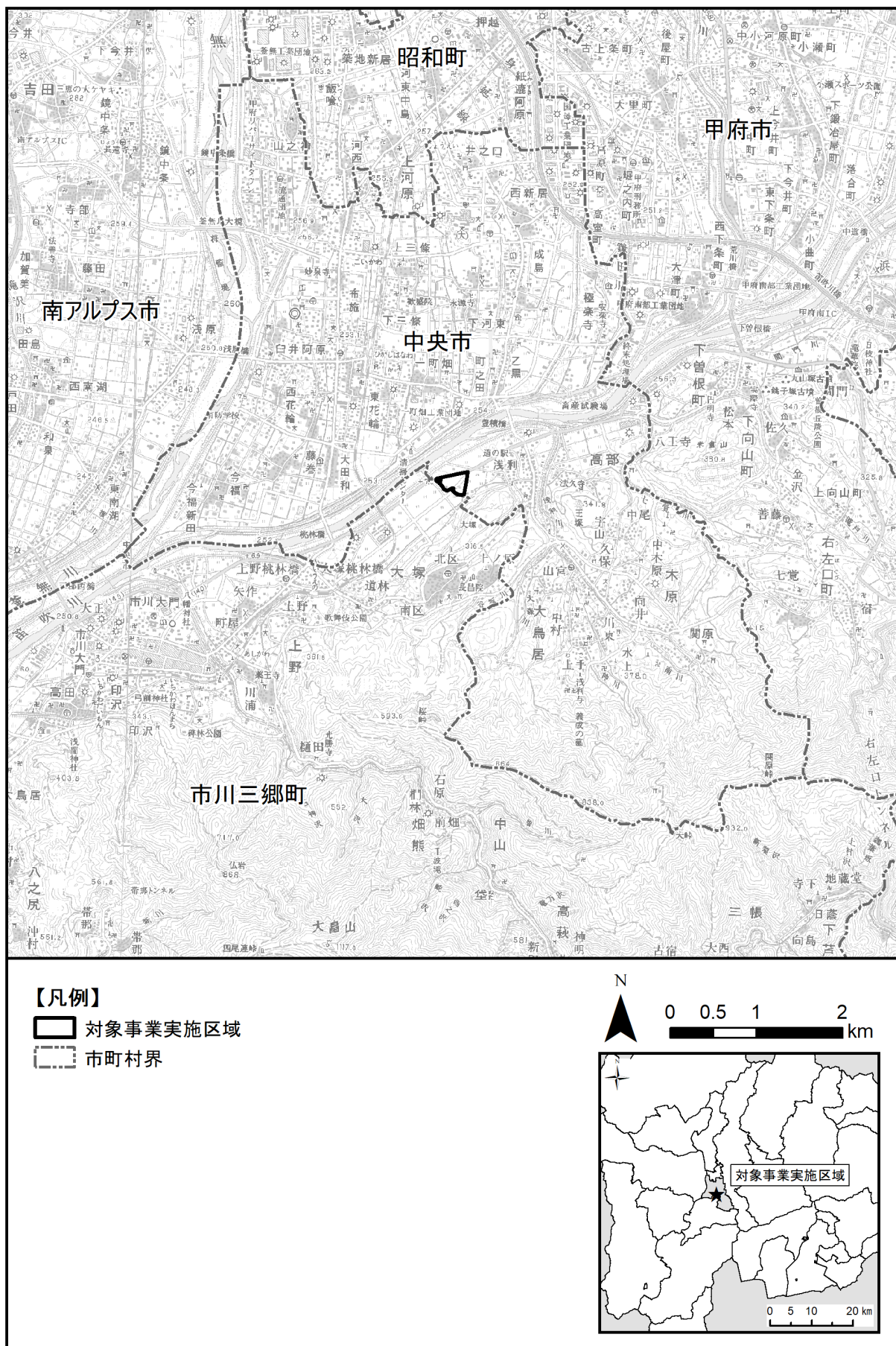


図 1.3.1-2 対象事業実施区域（概況）

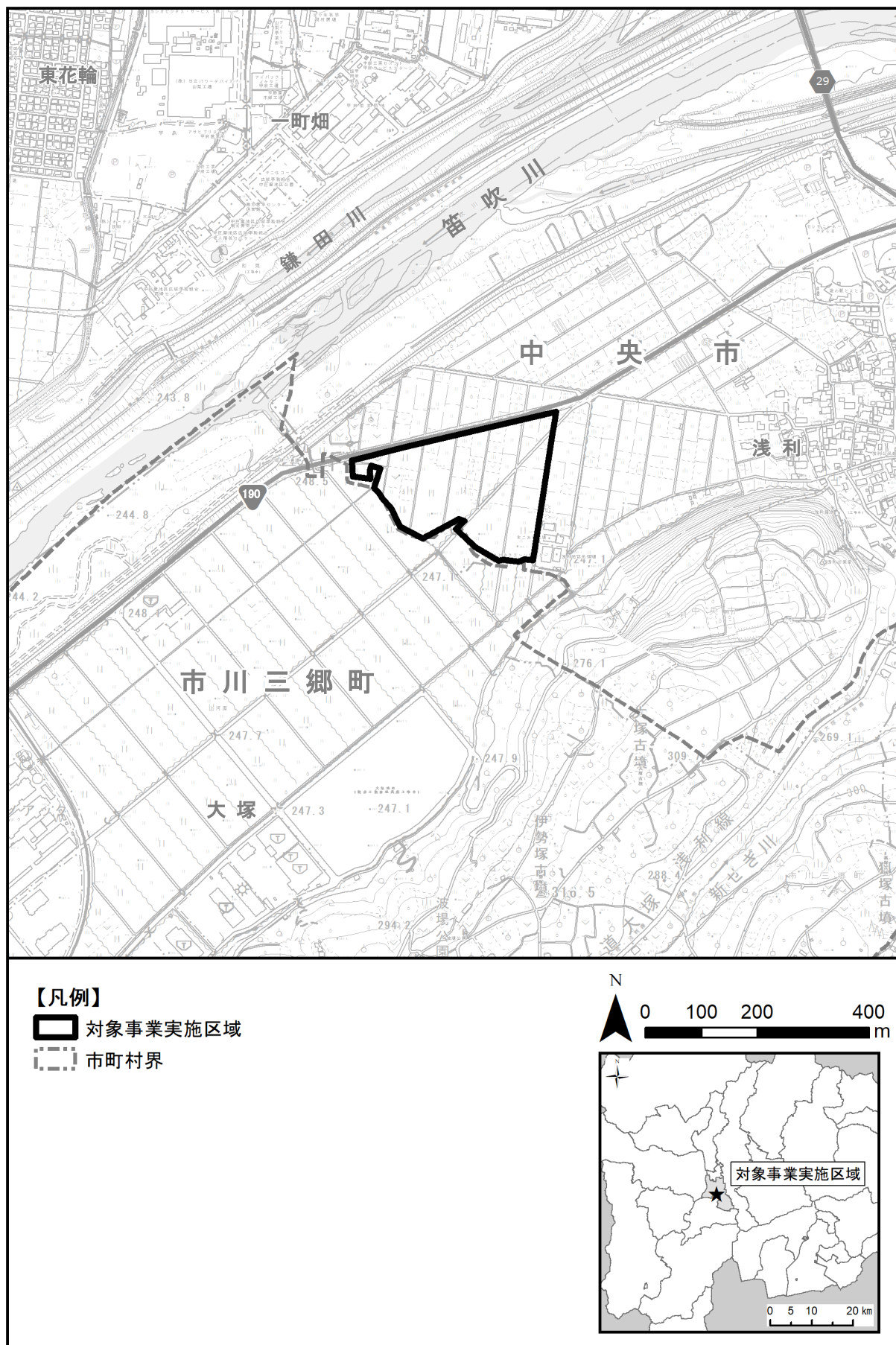


図 1.3.1-3 対象事業実施区域（詳細）

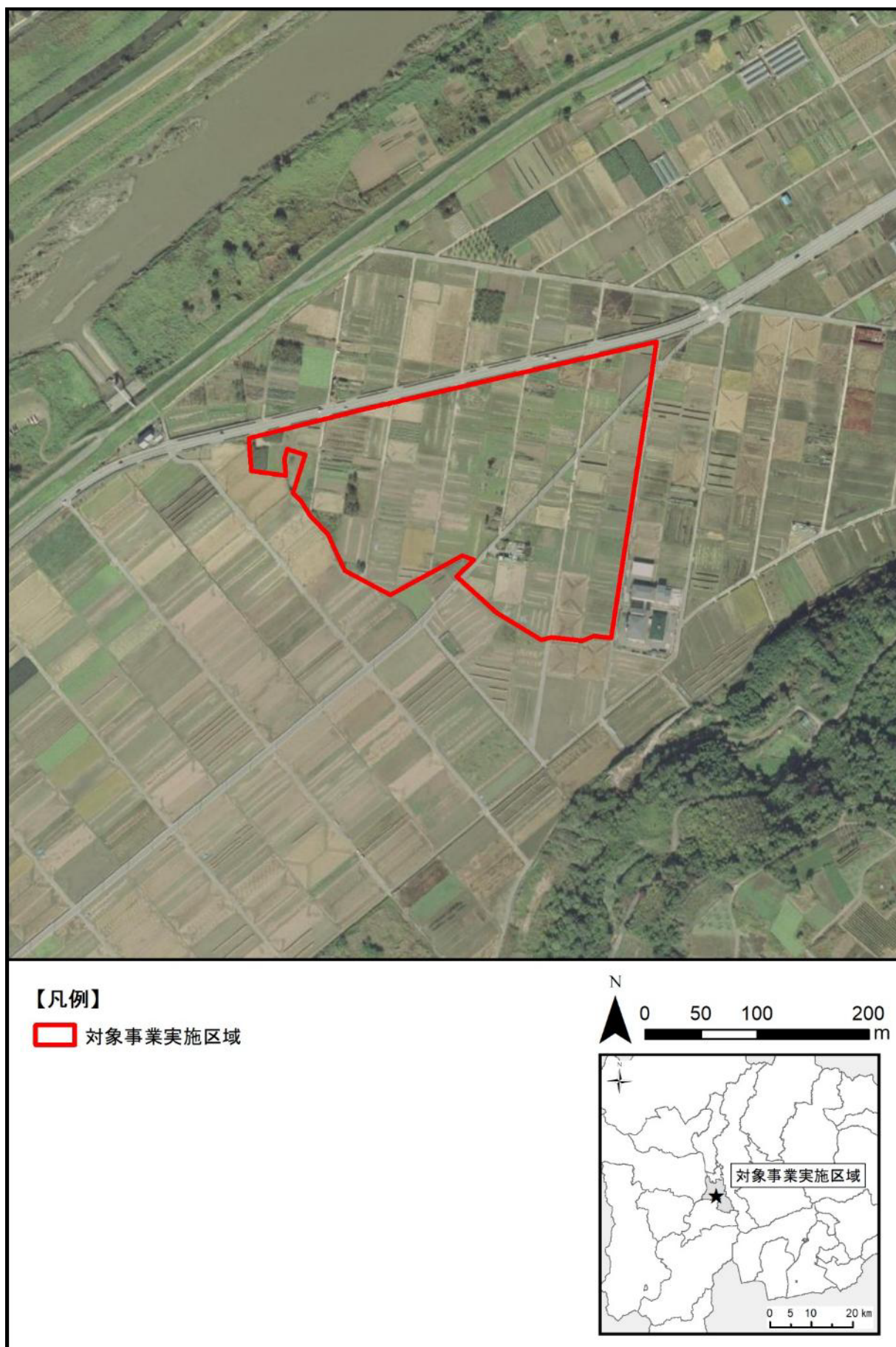


図 1.3.1-4 対象事業実施区域の空中写真

1.4 対象事業の目的及び内容

1.4.1 事業の目的等

(1) 対象事業をめぐる経緯

これまで、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、身延町、南部町、富士川町及び中巨摩郡昭和町の5市6町（以下、「構成市町」という。）は、それぞれ峡北広域行政事務組合（韮崎市、北杜市及び甲斐市の一部）、中巨摩地区広域事務組合（南アルプス市、甲斐市の一部、中央市、昭和町、富士川町及び市川三郷町の一部）及び峡南衛生組合（市川三郷町の一部、身延町、早川町及び南部町）の各組合に分かれ、それぞれがごみ処理施設を保有し、ごみの処理、処分を行ってきた。

各処理施設の使用期限が迫る中、山梨県より「ごみ処理広域化計画」（平成30年3月山梨県）に基づくごみ処理施設の集約化について検討要請があり、構成市町が協議、検討を重ねた結果、「新たに整備するごみ処理施設を1施設に集約し、共同してごみ処理を行う。また、新たに整備するごみ処理施設による共同処理は、令和13年（2031年）4月1日までに開始する。」ことに合意した。

これにより、令和2年2月に構成市町が「山梨西部広域環境組合」を設立し、新ごみ処理施設建設のための取り組みを開始した。

(2) 対象事業の目的

本事業の目的は、「一般廃棄物の適正処理」を前提に、広域処理による「ごみの排出抑制の推進」、「リサイクルの推進」、「ダイオキシン類の排出抑制の推進」、「公共コストの縮減」を実現するため、その中核となる一般廃棄物処理施設を整備するものである。

(3) 計画地の選定理由

計画地の選定にあたっては、まず構成市町それぞれが対等な立場であるとともに主体的に用地選定に取り組むため、各構成市町から自薦・他薦を問わずに1か所ずつの推薦地の提案を募り、計11か所の推薦地が選定の対象となった。

各構成市町が提案した推薦地11か所について、表1.4.1-1のとおり8項目から一次評価を行うとともに、表1.4.1-2に示す28項目と地元住民の理解度による二次評価を行った結果、3候補地に絞り込みを行った。

これら3候補地から最終候補地を選定するため、表1.4.1-3のとおり4つの視点からの評価項目を設定した最終評価を行う中で、地元からの地域振興策の要望事項も併せて総合的に比較・検討した結果、令和元年10月30日に開催した「第11回峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会」にて本事業の計画地（中央市浅利地区）が決定した。

表 1.4.1-1 計画地選定の一次評価項目

評価項目		評価基準		
		◎ (5点)	○ (3点)	△ (1点)
1	土地の所有状況	国、市町が所有	一部が民有地である	ほとんどが民有地である
2	支障物の有無	支障物がない	建設には支障が無いが存在している	建設に困難なものが存在している
3	住宅地までの距離	500m 以上	300m～500m 未満	300m 未満
4	境川最終処分場までの距離	10km 未満	10km～20km 未満	20km 以上
5	災害等危険区域	該当なし	1つ該当	2つ以上該当
6	幹線道路からの距離	500m 未満	500m～1km 未満	1km 以上
7	主な搬入出道路の車線数	2車線以上	1車線もしくは未舗装	道路なし
8	人口重心からの距離	10km 未満	10km～20km 未満	20km 以上

表 1.4.1-2 計画地選定の二次評価項目

評価項目		
国定公園・国立公園	史跡・名勝・天然記念物の位置	産廃処分場位置
県立自然公園	伝統的建造物群保存地区	砂防指定地
鳥獣特別保護区	埋蔵文化財	地すべり防止区域
保存樹（大木・古木）	動植物（希少種）の生息地	急傾斜地崩壊危険区域
地域森林計画で定める民有林	水源地	活断層
国有林	都市公園	液状化危険区域
河川区域・河川保全区域	宅地造成工事規制区域	地元の理解が得られるか
風致地区	都市計画区域	特別緑地保全地区及び緑地保全地区
農業振興地域	用途地域	
自然環境保全地区	景観計画区域	-

表 1.4.1-3 計画地選定の最終評価項目

評価項目			評価基準	採点	
土地利用条件	搬入道路の状況	整備、拡幅等の必要性	大型車両の通行が可能な搬入道路が確保されていることが望ましい。	整備不要	5
				一部整備	3
				整備要	1
		主要幹線道路からの距離（一次評価点を適用）	主要幹線道路からの距離が短いことが望ましい。	500m未満	5
				500m～1.0km未満	3
				1.0km以上	1
	土地利用の現況	地域住民の利用状況	多くの住民が利用する場所や、避難指定場所でないことが望ましい。	該当なし	5
				一部該当	3
				全域該当	1
		土地利用規制	土地利用規制が少ないことが望ましい。 ^[注]	該当なし	5
				一部該当	3
				全域該当	1
	地形の状況	地形の状況	できるだけ平坦地であることが望ましい。	施設配置や動線計画に支障がない	5
				形状がいびつ等の理由により、施設配置や動線計画に支障がある	1
	災害等の安全性	地震(液状化)ハザードマップ	地震による液状化の少ないことが望ましい。	地震による液状化がない	5
				地震による液状化がしにくい	3
				地震による液状化がしやすい	1
		洪水ハザードマップ	大雨による洪水の影響が少ないことが望ましい。	別紙(洪水ハザードマップに関する詳細評価)の配点を反映	5
					3
					1
		土砂災害ハザードマップ	土砂災害による影響が少ないことが望ましい。	土砂災害による影響がない	5
				土砂災害による影響が少ない	3
				土砂災害による影響がある	1
	敷地面積の広さ	有効敷地面積の確保	必要となる施設内の車両動線、駐車場、緑地の計画に支障が出るため、一定以上の敷地面積が必要。	6万㎡以上	5
				5万～6万㎡未満	3
				4万～5万㎡未満	1
ライフラインの確保	水道・電気等の確保	整備の必要性	水道・電気等の引き込みが容易であることが望ましい。	水道・電気の引き込みが容易である	5
				電気のみ引き込みが容易である	3
				水道のみ引き込みが容易である	1
周辺条件	関連施設との位置関係	搬出先との距離（一次評価点を適用）	残渣等搬出先の境川最終処分場までの距離が短いほうが望ましい。	5km未満	5
				5～10km未満	3
				10km以上	1
	人口重心との位置関係	人口重心からの距離（一次評価点を適用）	構成市町の人口重心からの距離が短いほうが望ましい。	5km未満	5
				5～10km未満	3
				10km以上	1
	近隣施設の状況	学校等公共施設又は住宅地までの距離（一次評価点を適用）	公共施設や住宅地までの距離が遠いほうが望ましい。	500m以上	5
				300～500m未満	3
				300m未満	1
	周辺環境	搬入車両の影響	搬入道路が住宅街及び建設地に隣接する自治会を通過しないことが望ましい。	通過しない	5
				通過する	1
周辺景観との調和		周辺景観と違和感が生じないことが望ましい。	周辺景観への影響はない	5	
周辺景観への影響がある	1				
合意形成	用地取得の難易	地権者	地権者が少ないほうが望ましい。 物件等が少ないほうが望ましい。	(10点×最も少ない地権者数/地権者数)	比例配点
				解除が難しい物件等がない	5
				解除が難しい物件等がある	1
	候補地自治会住民の状況	建設計画への理解度、協力度	候補地自治会の住民の理解度及び協力度合いが高いほうが望ましい。	理解度及び協力度合いが高い	10
				理解度及び協力度合いが低い 理解度及び協力度合いが著しく低い	5 1

^[注] 用途地域に該当していないほうが望ましい。

1.4.2 事業の内容

(1) 事業計画

「ごみ処理施設基本設計報告書」(令和6年6月 山梨西部広域環境組合)で示した事業の構想は、以下に示すとおりである。

1) 計画の概要

① 処理対象廃棄物

- ・可燃ごみ
- ・不燃ごみ
- ・粗大ごみ(可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ)
- ・有害ごみ(乾電池、蛍光灯など)・危険ごみ(カセットボンベ、スプレー缶など)

② 施設規模等

施設規模を表1.4.2-1に示す。

このうち、粗大ごみ処理施設は、ごみ焼却施設と同じ建物内に整備する計画である。

なお、有害ごみ・危険ごみについては、分別して処理業者に処理を委託する。

表 1.4.2-1(1) 施設規模(ごみ焼却施設)

施設	処理量		処理対象
ごみ焼却施設	処理対象ごみ	274 t/日	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃性残さ(粗大ごみ処理施設の破碎・選別後の可燃性の残さ)、し尿汚泥(脱水汚泥)、小動物

表 1.4.2-1(2) 施設規模(粗大ごみ処理施設)

施設	処理量	処理対象
粗大ごみ処理施設	20.3 t/日	不燃ごみ 不燃性粗大ごみ

③ 施設配置計画・動線計画

新ごみ処理施設の施設配置と車両動線を図 1.4.2-1 に示す。なお、施設配置と車両動線は、表 1.4.2-2 に示す基本設計時の配慮事項を踏まえている。

また、次期施設の施設配置を図 1.4.2-2 に示す。次期施設については、今回計画している施設を稼働させながら、対象事業実施区域内において整備することを前提とし、新ごみ処理施設と同一規模（274t/日）・同一条件（合棟）と仮定して配置したものである。次期ごみ処理施設の規模については、建設の数年前に現状のごみ量とその後のごみ量予測を使い適正な規模を決定する予定である。※

表 1.4.2-2 施設配置及び車両動線に係る配慮事項

項目	内容
車両動線の安全性	施設内の事故防止や来場者の混乱を避ける目的から、車両動線は分かりやすいほうが望ましい。また、施設内の事故防止の観点から、車両同士の交差、ごみ関係車両と見学者車両との動線はできるだけ分離したほうが望ましい。
歩行者の安全性	車両と歩行者の動線は分離するとともに、ごみ関係車両が通行する道路の横断もできるだけ回避するほうが望ましい。
景観と環境保全性	周辺からの景観形成上、建屋や煙突は一定程度、敷地境界から離れているほうが望ましい。
待車スペースの確保	繁忙期には計量機に車両が並ぶ状況も想定されることから、待車スペースはできるだけ長く確保できるほうが望ましい。
更新工事敷地の確保	30 年ないし 40 年後には同一敷地内に更新施設を整備することから、新施設の稼働を継続しながら安全に更新工事を行える敷地を確保できることが望ましい。
更新施設の配置・動線の妥当性	更新施設についても配置・動線上、求められる機能を高いレベルで確保できることが望ましい。

※ 以下、赤字表記は、補正評価書から事業計画が具体化したことにより記載を追加した箇所を示す。

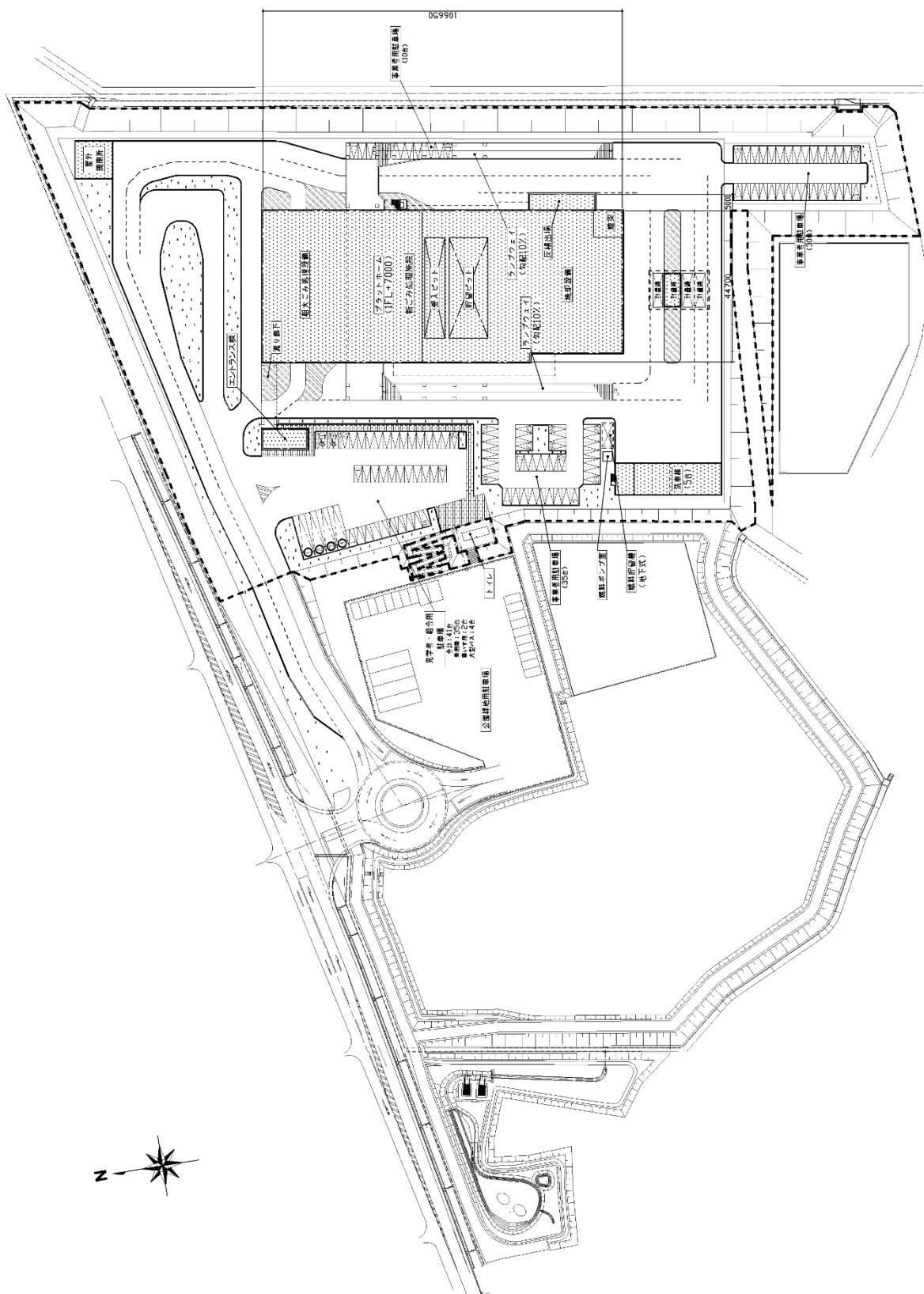


図1.4.2-1 施設配置と車両動線

④ 建築計画

新ごみ処理施設として整備する施設の規模を表 1.4.2-3 に示す。ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設は合棟とする。新ごみ処理施設の平面図を図 1.4.2-3 に、断面図を図 1.4.2-4 に、立面図を図 1.4.2-5 に示す。なお、煙突高は、大気汚染物質の拡散を十分に図ることができるとともに、煙突高 60m 以上の場合に航空法に基づき設置が義務付けられる夜間灯火の影響を回避することができ、市川三郷町の公設温泉施設である「みはらしの丘 みたまの湯」からの眺望に配慮して、地上 59m とした。

表 1.4.2-3 整備する施設の規模

施設名	施設の規模	構造
ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設	幅 44.7m×奥行 106.7m×高さ 34.2m 煙突高：59.0m	鉄筋コンクリート造、鉄骨造
エントランス棟	幅 13m×奥行 6.3m×高さ 19m	鉄骨造
計量棟	幅 12m×奥行 17m×高さ 6m	鉄筋コンクリート造、鉄骨造
洗車棟	幅 31.7m×奥行 9.7m×高さ 7.1m	鉄筋コンクリート造

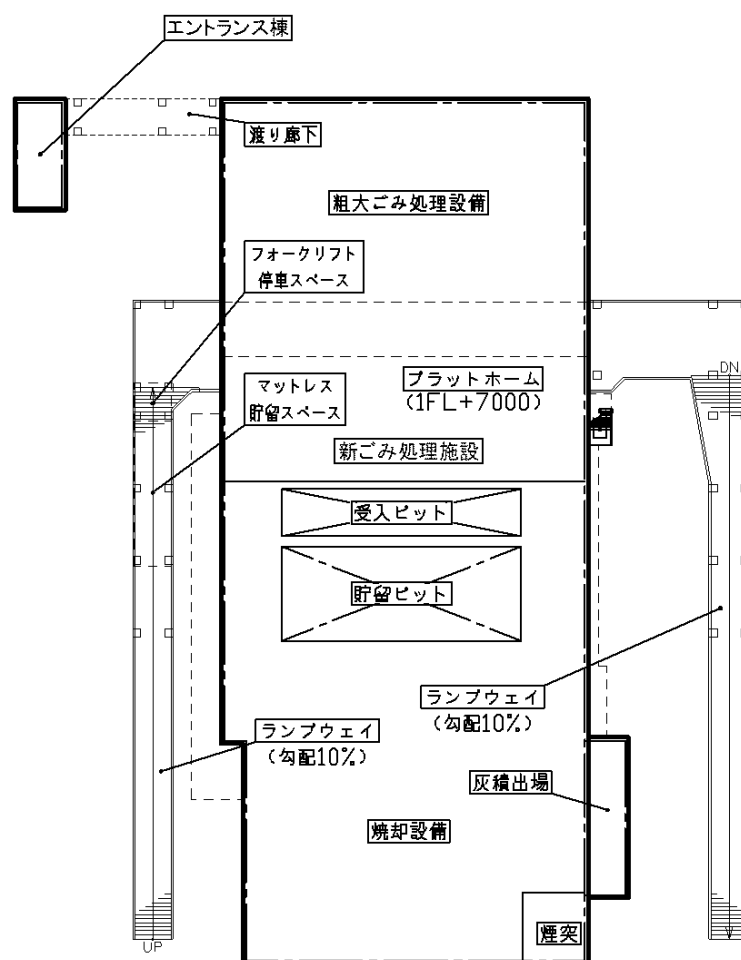
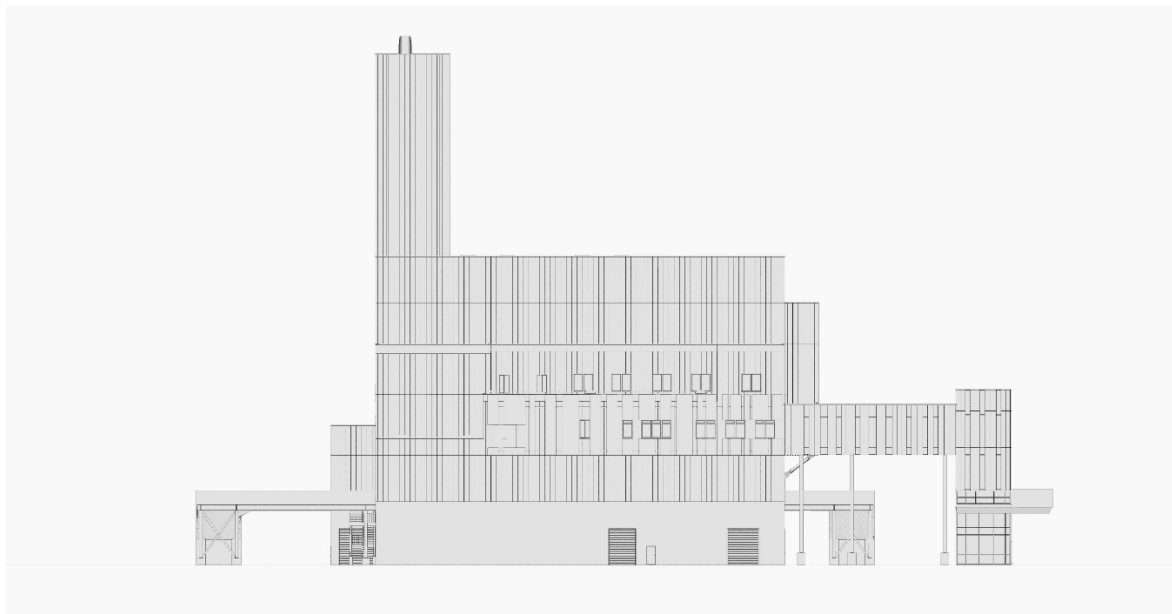
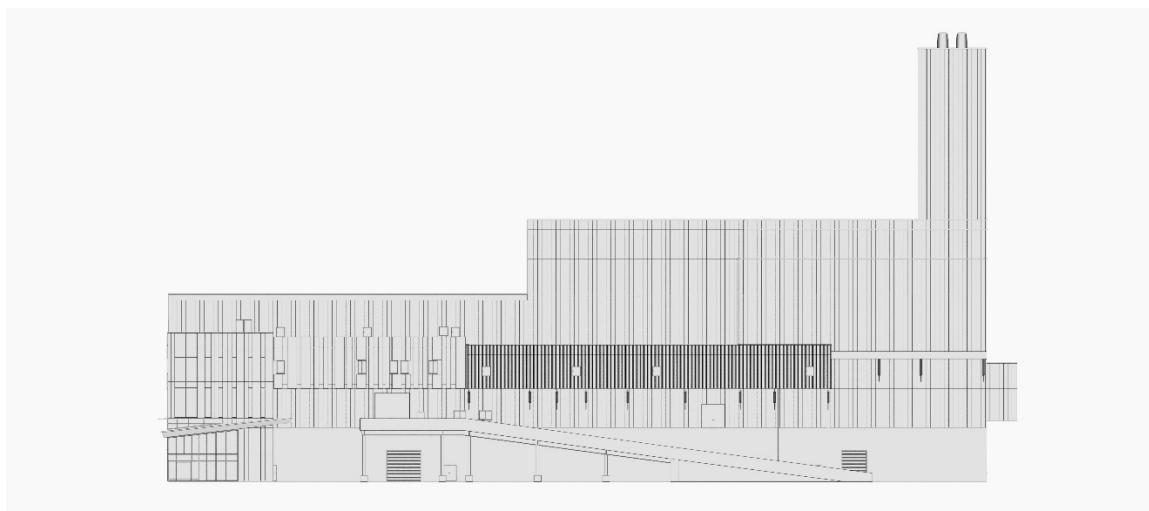


図 1.4.2-3 ごみ処理施設平面図

【北面】



【西面】



【南面】

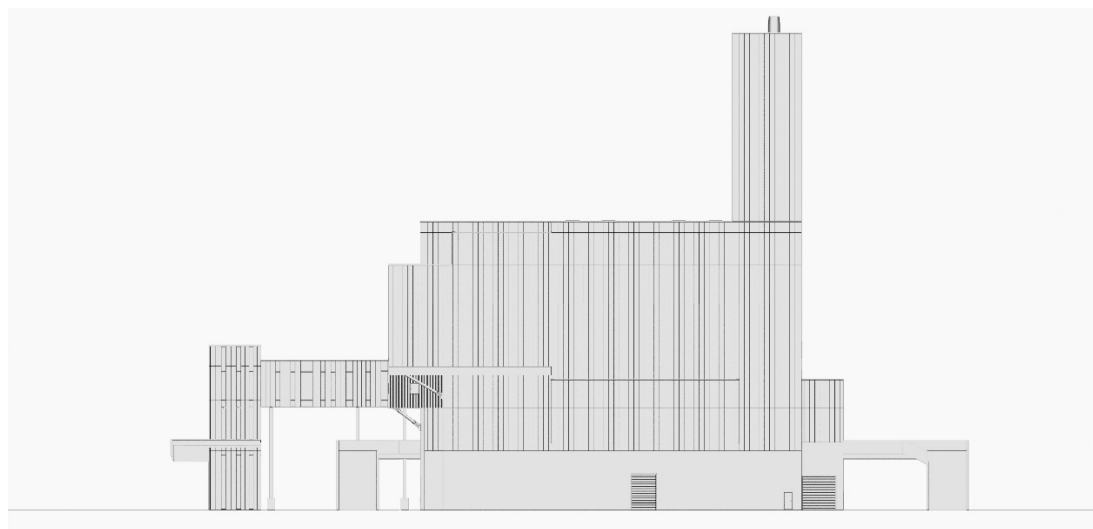


図 1.4.2-5(2) ごみ処理施設立面図

⑤ 設備方式

(7) 可燃ごみ処理

可燃ごみの処理設備方式は、表 1.4.2-4 に示すとおりである。

燃焼・溶融設備は、「焼却（ストーカ式）」、「溶融（流動床式）」、「溶融（シャフト式）」の 3 種類の中から選定する。

表 1.4.2-4 可燃ごみの処理設備方式

設備区分	設備方式 等※
受入供給施設	ごみピット、ごみクレーン、前処理破碎機 等による方式
燃焼・溶融設備	焼却（ストーカ式）または溶融（流動床式またはシャフト式） ごみ投入ホッパ、給じん装置、燃焼装置、焼却炉 等
燃焼ガス冷却設備	ボイラ、ボイラ給水ポンプ、脱気器、脱気器給水ポンプ、蒸気復水器 等
排ガス処理設備	減温塔、集じん設備、有害ガス除去設備、ダイオキシン類除去設備 等
通風設備	押込送風機、空気予熱器、風道、誘引送風機、煙道、煙突 等
灰出設備	灰貯留設備、飛灰処理設備 等
余熱利用設備	発電設備、熱及び温水供給設備 等
その他設備	残さ貯留設備（不燃物、鉄、アルミなど）、スラグ貯留設備 等

注) 設備方式等には、それぞれ代表的な例を記載している。

(1) 不燃ごみ・粗大ごみ処理

不燃ごみ・粗大ごみの処理設備方式は、表 1.4.2-5 に示すとおりである。

表 1.4.2-5 不燃ごみ・粗大ごみの処理設備方式

設備区分	設備方式 等※
受入供給施設	ごみピット、ごみクレーン、ストックヤード、コンベヤ 等
破碎設備	切断機、高速回転破碎機、低速回転破碎機 等
搬送設備	コンベヤ、シュート 等
選別設備	振動式選別機、回転式選別機、風力式選別機、ドラム式選別機、 永久磁石式選別機
貯留設備	バンカ、ストックヤード、コンテナ 等

注) 設備方式等には、それぞれ代表的な例を記載している。

⑥ 処理フロー

(7) 焼却施設

焼却施設において予定されている処理方式ごとの 3 案について、標準的な処理フローを、
図 1.4.2-6 に示す。

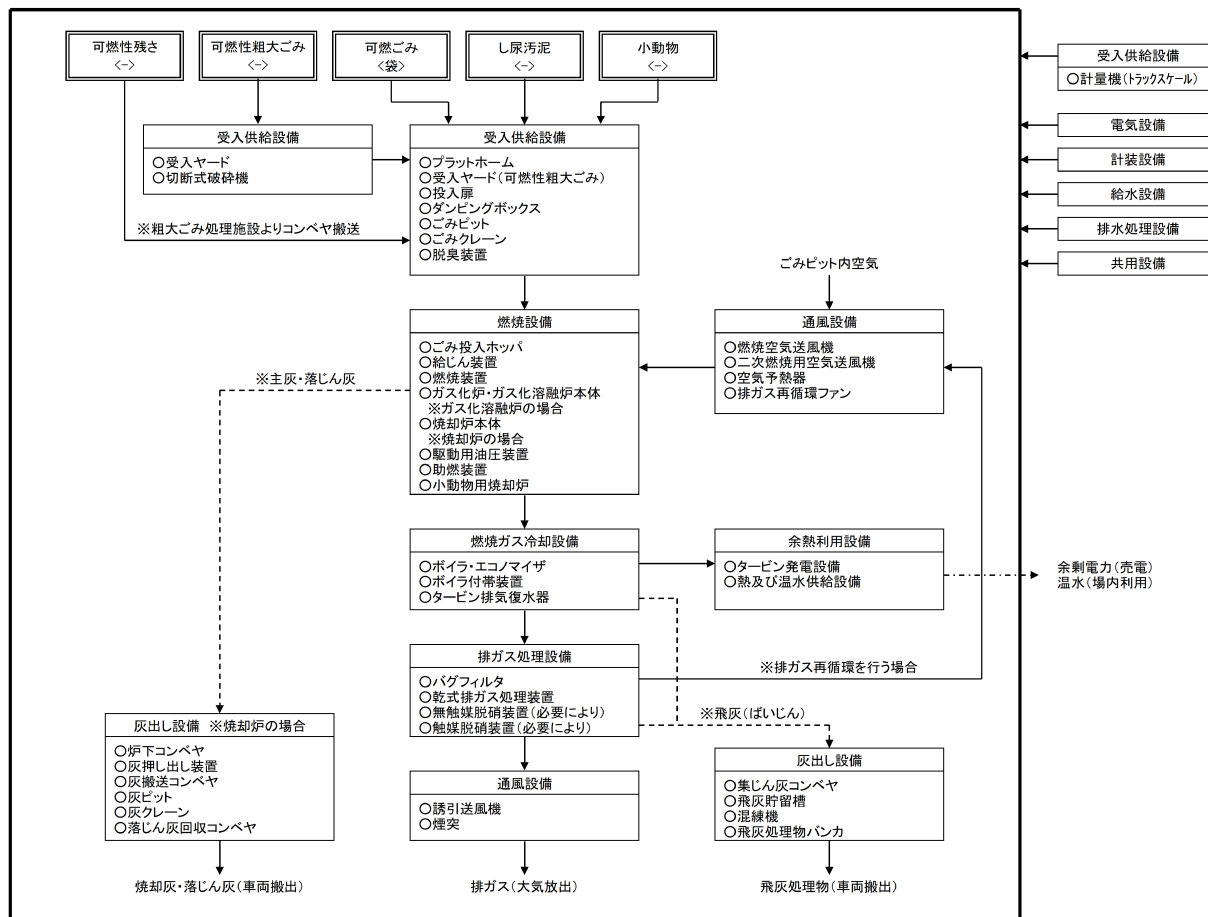


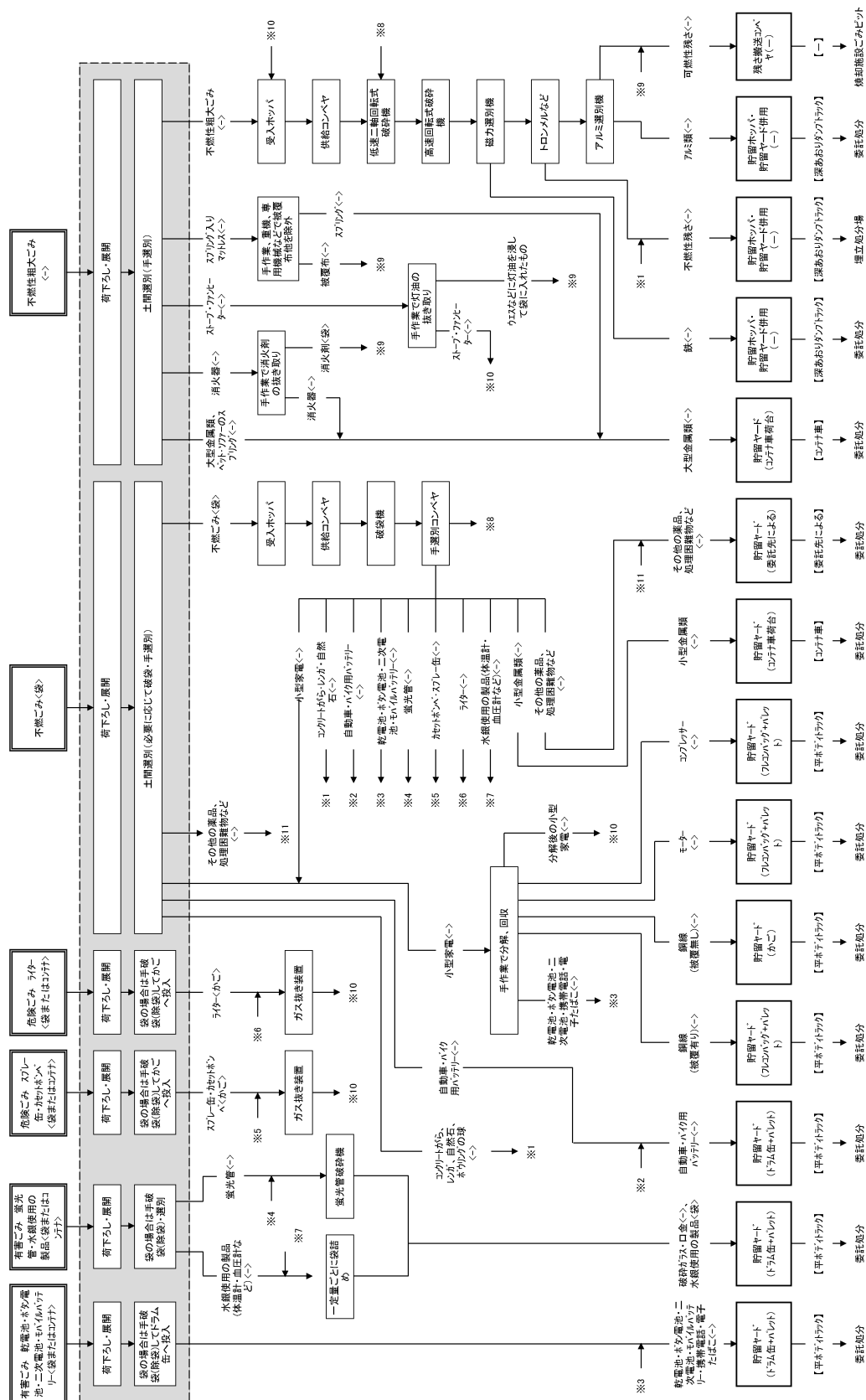
図 1.4.2-6 焼却処理施設 処理フロー（標準案）

(イ) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の処理フローを、図 1.4.2-7 に示す。

(ウ) 有害ごみ及び危険ごみ

有害ごみ及び危険ごみについては、ストックヤードに搬入して分別のうえ、処理業者に委託して適切な処理を行う。処理フローを図 1.4.2-7 に示す。

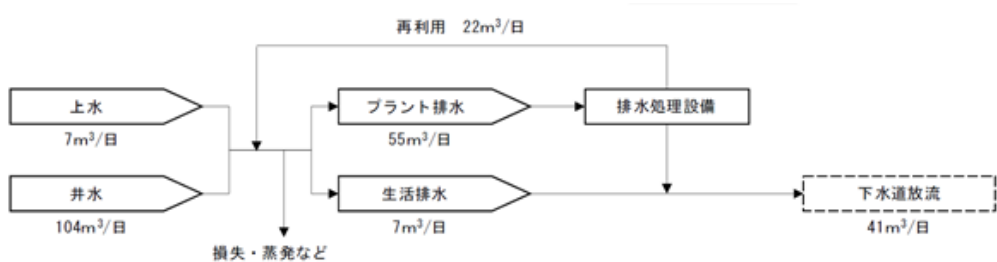


⑦ 排水計画

施設内で生じるプラント排水の一部及び分別・破砕施設の施設から生じる排水は、施設内に設置した排水処理設備で処理を行った後に再利用する。再利用しないプラント排水や余剰水、生活排水は下水道放流する。

なお、排水処理設備の詳細については未定であり、工事施工事業者からの提案を受けて、より適切な処理方式を採用する。

プラント排水及び生活排水の概略処理フローを図 1.4.2-8 に示す。



※図中の水量は試算で得られたおおよその量である。また、四捨五入の関係から合計が合わない場合がある。

図 1.4.2-8 プラント排水及び生活排水の概略処理フロー

⑧ 事業スケジュール

事業スケジュールを表 1.4.2-6 に示す。

計画施設の稼働開始は令和 13 年度を目標としている。

表 1.4.2-6 事業スケジュール

事業の細目	年度	令和											
		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度
広域ごみ処理施設構想													
循環型社会形成推進地域計画													
環境影響評価													
測量・地質調査													
ごみ処理方式検討及び PFI 等導入可能性調査													
施設基本設計													
造成設計													
発注仕様書作成													
造成工事													
施設詳細設計													
施設建設工事													
施設供用開始													
環境影響評価事後調査及び報告書手続き													

2) 土地利用計画

土地利用計画を表 1.4.2-7 及び図 1.4.2-10 に示す。

敷地全体は、ごみ処理施設用地、公園緑地用地（芝生広場を含む）、調整池用地、創出環境用地の4つに大別される。

ごみ処理施設用地は、対象事業実施区域の東側に設け、用地内に可燃ごみ処理施設と粗大ごみ処理施設を整備する。両施設は、合棟形式として同じ建物内に整備する計画である。

公園緑地用地は、次期ごみ処理施設を整備する用地として対象事業実施区域の西側に設ける。芝生広場を整備するほか、一部を来場者用駐車場にするとともに、芝生広場を整備した際に不足する雨水調整容量を満たすための調整池を設けることとしている。

調整池用地は、対象事業実施区域の南側に設け、敷地全体の雨水調整を担う調整池を整備する。

創出環境用地は、公園緑地用地のさらに西側に設け、対象事業実施区域内で生育・生息が確認され、事業の実施に伴って生育・生息が困難となる保全すべき種を移植・移設する場（ビオトープ）として整備する。

表 1.4.2-7 土地利用計画

項目		面積
用地	総面積※	57,828.51 m ²
	ごみ処理施設用地	約 26,820 m ²
	公園緑地用地	約 22,020 m ²
	調整池用地	約 3,900 m ²
	創出環境用地	約 2,500 m ²
	付替道路・水路用地	2,582.92 m ²

注) 用地総面積及び付替道路・水路用地の面積は確定値であるが、それ以外の用地面積は未確定であるため、概数で示した。

3) 造成計画

対象事業実施区域においては、浸水対策として、焼却施設、洗車場、駐車場等を整備する地盤面について、盛土を行い、周辺地盤から 4m の嵩上げを行う。その他の敷地については最大 2m の嵩上げを行う計画である。

そのため、原則として残土は発生しない見込みである。

4) 景観計画

一定規模を超える建築物の建築などを行う場合は、景観法（2004 年（平成 16 年）法律第 110 号）や中央市景観条例（2014 年（平成 26 年）条例第 18 号）、中央市景観計画（2026 年（令和 8 年）3 月変更）に基づく届出・協議が必要となっている。

また、中央市では「市街化調整区域における大規模建築物等景観形成ガイドライン」を定めており、大規模建築物の整備に当たっての色彩基準、壁面の位置の制限等、盛土勾配、緑化等について基準を定めている。このうち色彩の基調色については、外壁及び屋根の色相は YR を基本とし、彩度は 1.5 以下とすること、外壁の明度は 3～8 とし、屋根の明度は 6 以下とすること、無彩色は N6～N8 とすることとなっている。

上記の色彩基準に基づき、YR（黄赤）を主体として配色した新ごみ処理施設の鳥瞰図（案）を図 1.4.2-9 に示す。



図 1.4.2-9 新ごみ処理施設の鳥瞰図（案）

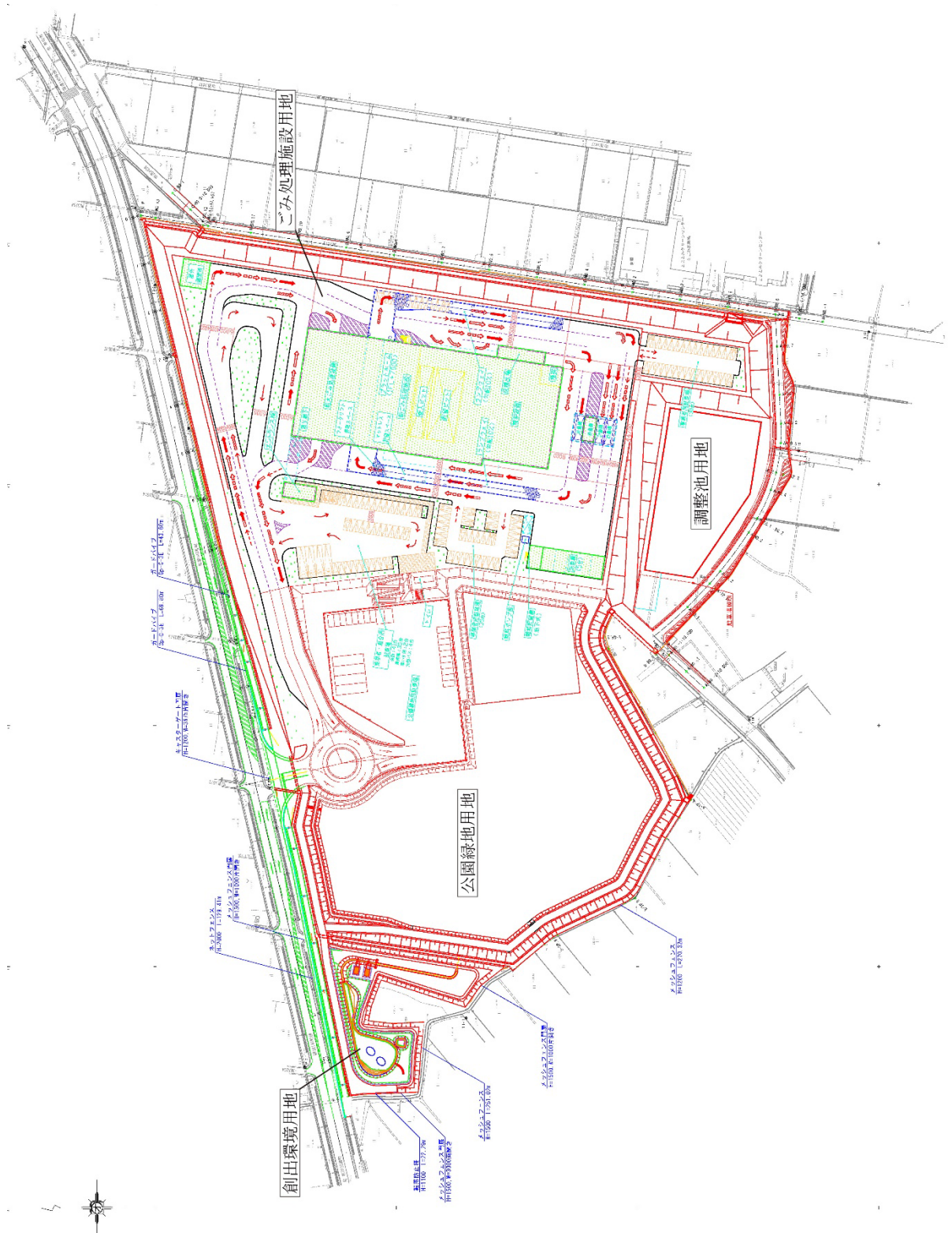


図 1.4.2-10 土地利用計画

5) 道路計画

施設供用時における廃棄物搬入車両台数を表 1. 4. 2-8 に、曜日別の変動を図 1. 4. 2-11 に、主な走行ルートを図 1. 4. 2-12 に示す。

廃棄物搬入車両の主な走行ルートは、国道 140 号、甲府中央右左口線、韮崎南アルプス中央線、甲府市川三郷線を利用するルートとする。

表 1. 4. 2-8 廃棄物搬入車両台数

項 目	台数
登録車両（収集車両など）	550 台程度／日（最大）、250 台程度／日（平均）
未登録車両（自己搬入車両など）	300 台程度／日（最大）、100 台程度／日（平均）
メンテナンス車両／搬出車両	数台～十数台／日

出典)「ごみ処理施設基本設計報告書」(令和 6 年 6 月 山梨西部広域環境組合)

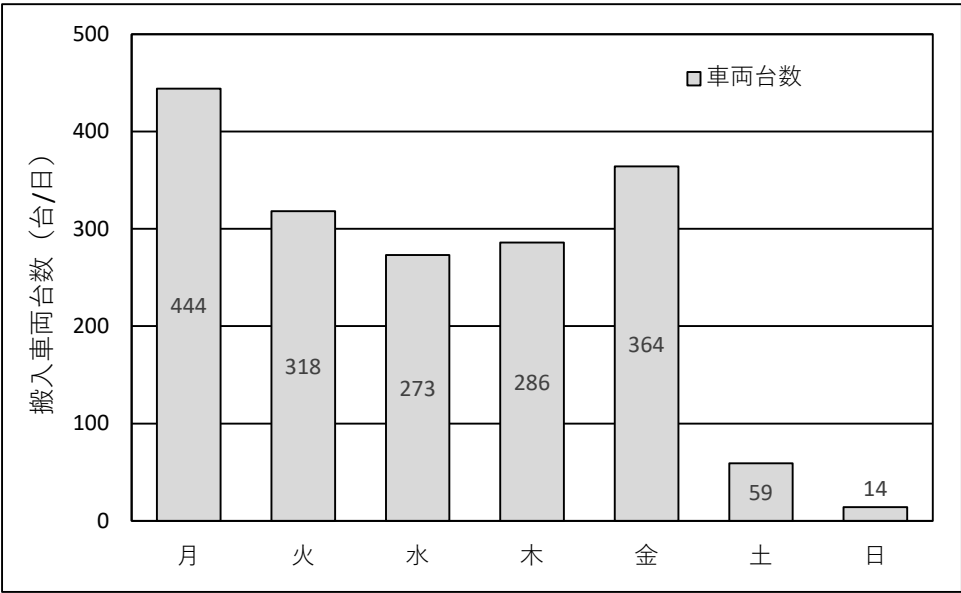


図 1. 4. 2-11 曜日別搬入車両台数

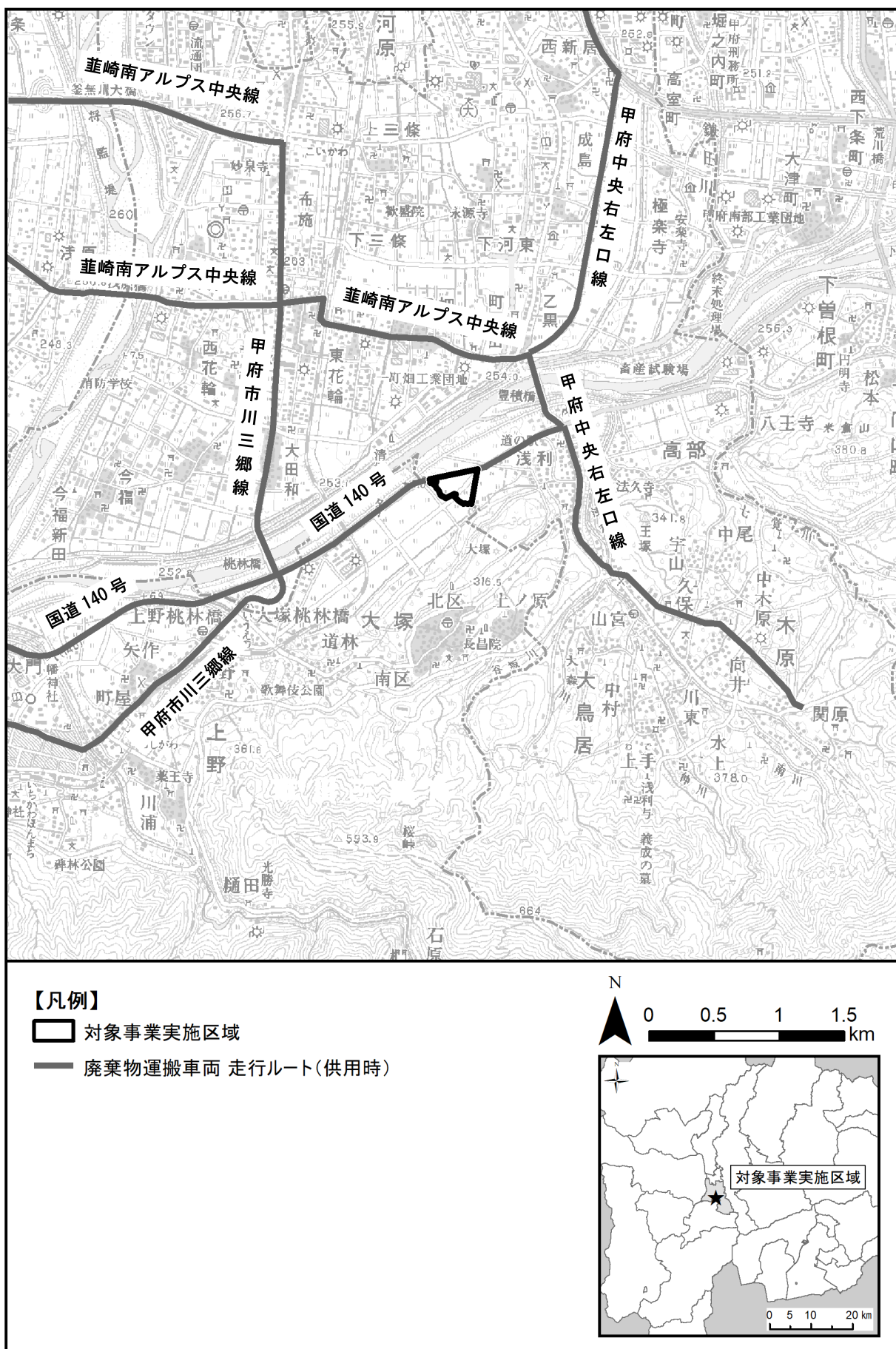


図 1.4.2-12 施設供用時における主要な走行ルート

6) 用水計画

プラント用水は必要に応じて井戸を整備し、くみ上げた水を水処理して利用する。

また、プラント排水の一部を、施設内の排水処理施設で処理後、再利用する。

生活用水は、新ごみ処理施設の整備に合わせて敷地境界まで簡易水道の水道管を敷設し、簡易水道を利用する。

7) 水路切り回し及び雨水排水計画

対象事業実施区域の現況は水田を主体とした耕作地となっており、区域内には農業用水路が敷設されている。本事業の実施に伴い、農業用水路の切り回しを行うとともに、対象事業実施区域内の雨水を適切に排除するために排水設備（側溝、暗渠管）を設置し、雨水排水をすべて雨水調整池に集水し、敷地南側の水路に排水する。

【現況】

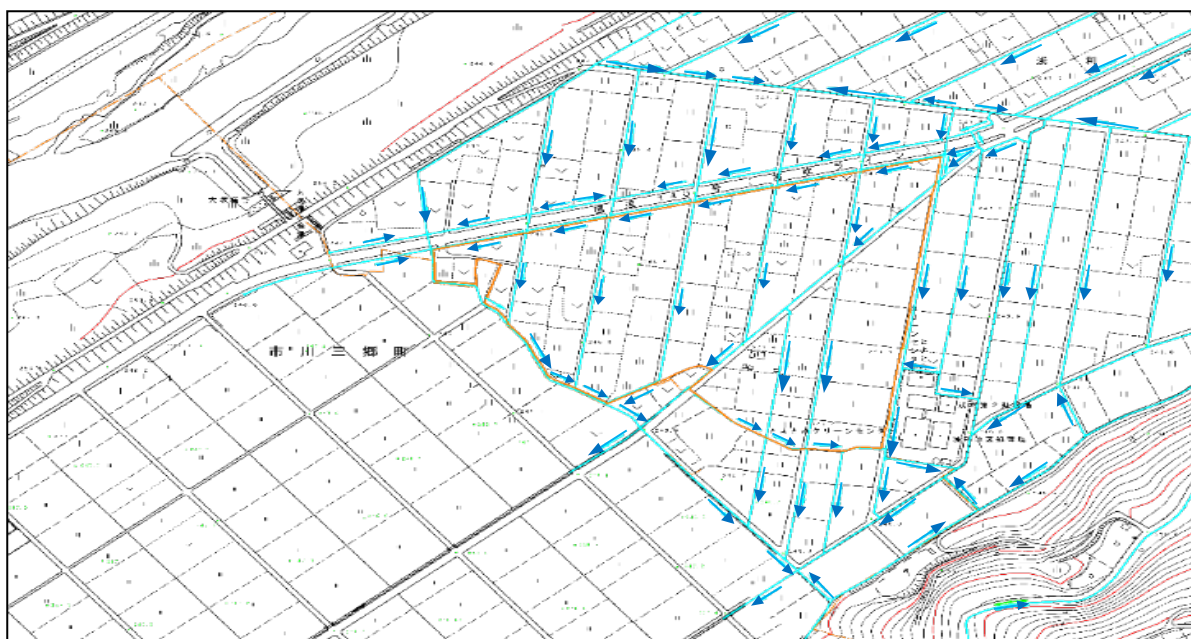


図 1.4.2-13(1) 現況及び将来の農業用水路と雨水排水

【将来】

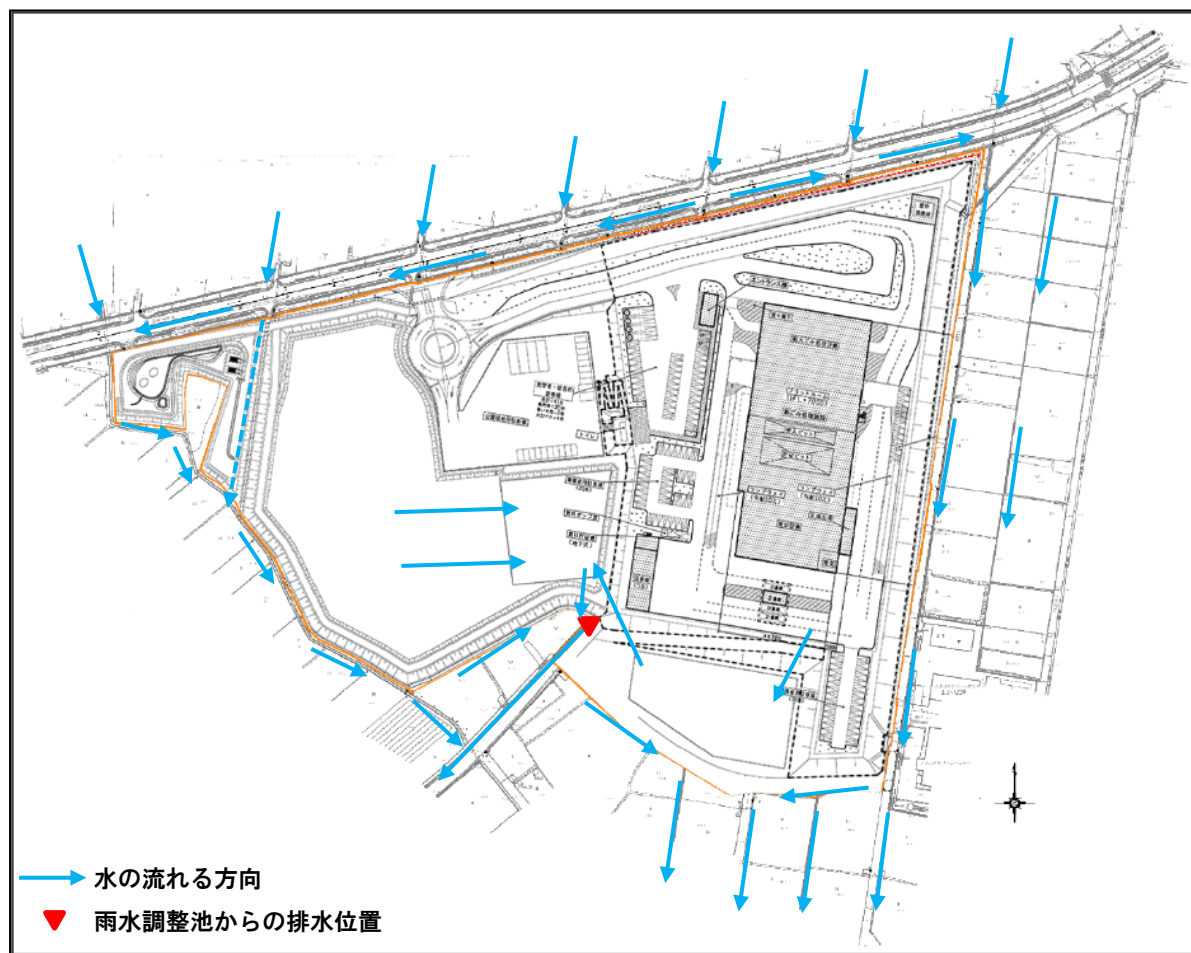


図 1. 4. 2-13 (2) 現況及び将来の農業用水路と雨水排水

8) 防災計画

建築基準法、消防法等の関係法令を遵守するとともに、各種災害要因に対する安全性の確保を図る。

① 洪水対策

本事業の洪水対策を表 1.4.2-9 に、浸水対策イメージを図 1.4.2-14 に示す。

盛土や止水扉等により、重要機器類やごみの受け入れ室（プラットフォーム）浸水を防ぐほか、下流側への洪水負担の軽減を図るため、用地面積に対して十分な容量の雨水調整池を設置する。

なお、分別・破碎施設等は焼却施設と同じ建物内に整備することから、洪水対策は共通である。

表 1.4.2-9 洪水対策

区分	洪水対策
洪水	・焼却施設、洗車場、駐車場等を整備する地盤面について、盛土を行い、周辺地盤から 4m の嵩上げを行う。 ・その他、プラットフォーム入り口及びその他の施設開口部について、止水シャッター、止水扉、止水窓などを整備し、また窓の位置を工夫することにより、3m の浸水対策を行う。これにより、嵩上げとの合計で 7m の浸水対策を行う。 ・開発に伴う雨水流出量の増大を抑制し、下流河川に対する洪水負担の軽減を図るため、用地面積に対して十分な容量の雨水調整池を設置する。

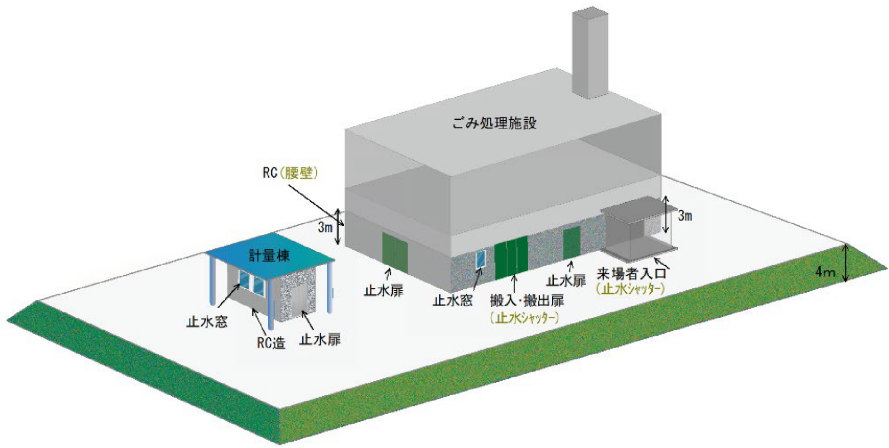


図 1.4.2-14 浸水対策イメージ

② 地震対策

本事業の地震対策を、表 1.4.2-10 に示す。

表 1.4.2-10 地震対策

区分	地震対策
地震	・エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル、建築基準法、消防法、労働安全衛生法、火力発電所の耐震設計指針等の関係法令に準拠し、十分な耐震設計基準を満たしたものとし、地震に強い設備とする。 ・地震発生時には、プラント設備が緊急かつ安全に自動停止するシステムを導入する。 ・電気、燃料、水及び薬品の供給停止に備え、常用・非常用発電機や各設備の復旧後の運転に必要な容量を確保する。

③ 液状化対策

本事業の液状化対策を、表 1.4.2-11 に示す。

表 1.4.2-11 液状化対策

区分	液状化対策
液状化	・建物の配置及びプラントの配置等の設計と並行して、必要な箇所における詳細な地盤調査を行い、その調査結果をもとに、杭基礎や地盤改良等により、十分な基礎を構築する。

④ 火災発生防止対策

本事業の火災発生防止対策を、表 1.4.2-12 に示す。

表 1.4.2-12 火災発生防止対策

区分	火災発生防止対策
火災	・関係法令に準拠し、施設内の各所に火災報知機や消火栓を設け、火災発生時にも迅速な初期対応ができる設備とする。 ・ごみピット火災に対しては、火災検知器と放水銃による確実な初期消火ができるよう計画する。

⑤ 爆発発生防止対策

本事業の爆発発生防止対策を、表 1.4.2-13 に示す。

表 1.4.2-13 爆発発生防止対策

区分	爆発発生防止対策
爆発	・計量棟、プラットホーム、ごみピットでの目視確認や展開検査、並びにカメラによる監視等を実施する。 ・可燃性ガスが発生する場所には、ガスが充満しないように排気装置を設置する。

9) 緑化計画

① 創出環境

第4章で後述するとおり、対象事業実施区域において確認された動植物種においては、環境影響の回避、または最小化させることが困難な種が存在するため、環境保全措置として代償措置を講ずることとし、創出環境（ビオトープ）を前掲図 1.4.2-10 に示すとおり対象事業実施区域西端に整備することとした。

創出環境は表 1.4.2-14 に示すとおり、保全すべき種に応じて大きく4つの環境（池、止水域、水辺エコトーン（水域と陸域の移行帯）、水田に類似する湿地環境）を創出する計画である。創出環境における機能配置を図 1.4.2-15 に示す。

なお、水田に類似する湿地環境に移設予定であったコウフオカモノアラガイについては、第4章で後述するとおり、対象事業実施区域改变前に42個体を採取し、仮移設を図ったものの、採取した全個体が繁殖せずに寿命により死滅したことを踏まえ、更なる調査を実施し、保全の方針を立案することが適当と判断し、現時点では移設する保全対象種とするかは未定とする。

表 1.4.2-14 創出する環境の概要

創出する環境	目的及び特徴	移植・移設する保全対象種
池	目的：水温及び水勢の調整と生息環境の創出 特徴：地下水の水温を上げ適正な水源に変化させる。ミナミメダカの産卵床となる水草等も移植する。	ミナミメダカ
止水域	目的：流れがほとんどない水域の創出 特徴：池の水位調整を利用した分断可能な止水環境（タイドプール型）。シャジクモ生育適地。	シャジクモ、ミナミメダカ、 （コウフオカモノアラガイ）、 ヒラマキミズマイマイ、 ヒメヒラマキミズマイマイ
水辺 エコトーン	目的：水辺の生育・生息環境の創出 特徴：水位調整を利用した傾斜地。湿性植物の生育の他、貝類、コガムシ生息地になりうる環境。	ウスゲチョウジタデ、コギシギシ、 カワヂシャ、ミゾコウジュ、 ヒラマキミズマイマイ、 ヒメヒラマキミズマイマイ、コガムシ
水田に類似 する湿地環境	目的：水田に類似した生育環境の創出 特徴：水位調整による環境攪乱により、生育環境を維持管理する圃場的環境。	ウスゲチョウジタデ、コギシギシ、 カワヂシャ、ミゾコウジュ、 （コウフオカモノアラガイ）

注）コガムシは移設方法が他の対象種とは異なり、周辺環境から創出環境への飛来や侵入を促すことが適切と考える。

② 芝生広場

芝生広場の配置を、図 1.4.2-16 に示す。

新ごみ処理施設の稼働期間中、次期ごみ処理施設用地は公園緑地として芝生広場を整備する。芝生広場には、広場を半周するように、桜（ソメイヨシノ）を植えるとともに、ほぼ平坦な芝生を張った空間を創出する。芝生広場利用者用に駐車場及びトイレ等を設けるとともに、芝生広場の一角には雨水調整用の池を設ける。

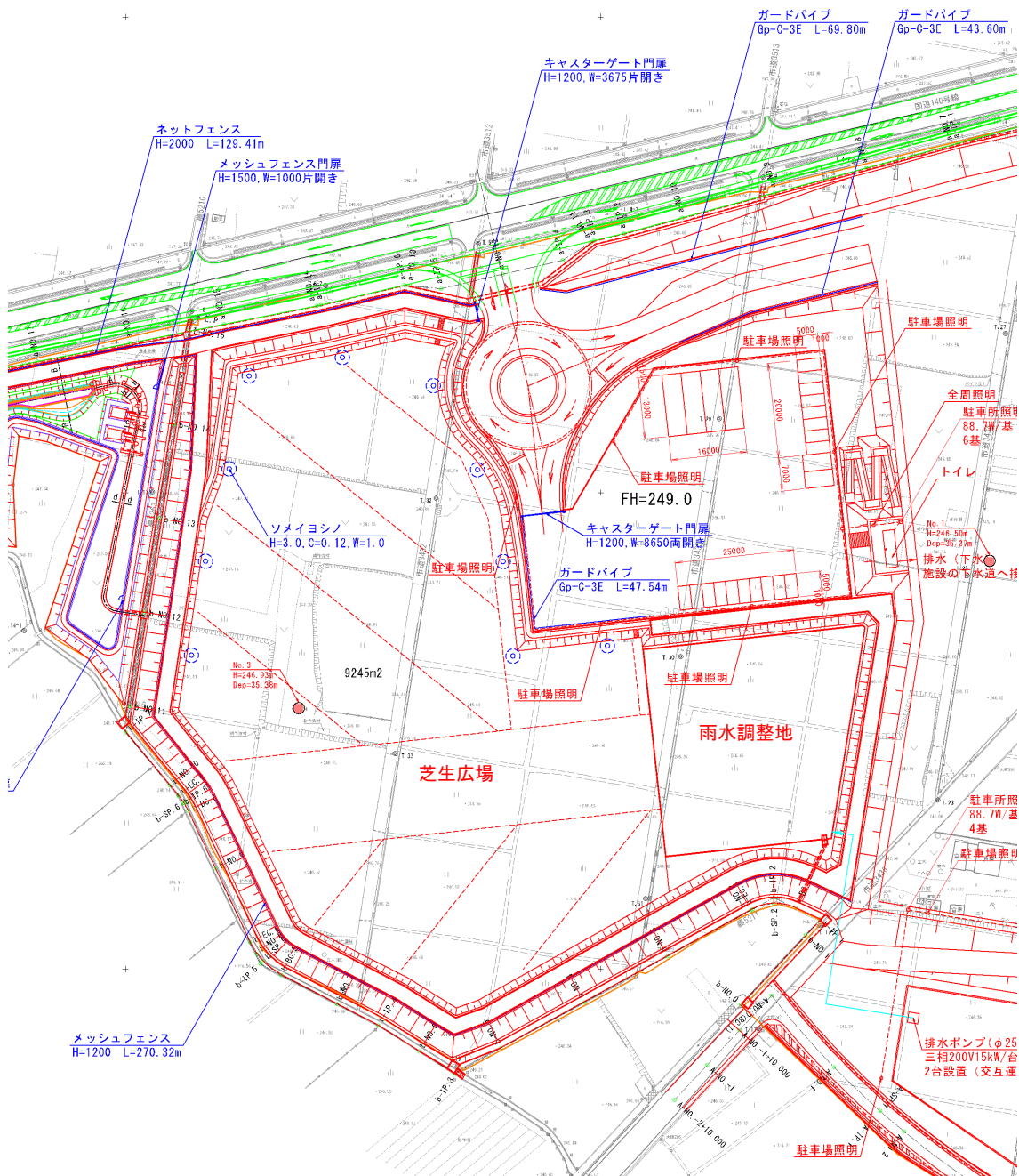


図 1.4.2-16 芝生広場の配置図

10) 環境保全対策

本事業は「性能発注方式」で発注することから、公害防止基準の遵守については、建設工事を請け負う事業者が公害防止基準の遵守方法を検討し、本組合の承諾を経て施工したうえで、運営維持管理を請け負う事業者が履行に努めることとなる。

環境保全対策に係る基本方針と、建設工事を請け負う事業者に実施を求める事項について、工事中に係るものを表 1.4.2-15 に、供用時に係るものを表 1.4.2-16 にそれぞれ示す。

表 1.4.2-15 工事中の環境保全対策

項目	環境保全措置の種類	環境保全対策の内容
大気質	排ガス対策機械の導入	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械については、原則、排出ガス対策型の建設機械を使用することとし、汚染物質の排出低減に努める。
	アイドリングストップ	適切な工程管理、作業管理を実施し、待機時間や停止時のアイドリングの低減に努める。
	工事用車両の洗浄	タイヤに付着した泥・土を落とす設備を設置し、周辺を通行する工事車両による粉じんの発生低減に努める。
	散水、清掃	必要に応じて散水や清掃を行い、粉じんの発生を抑制する。
	防じんネット、仮囲いの設置	工事範囲に防じんネットや仮囲いを設置し、粉じんの飛散防止対策を講じる。
	シートなどによる仮置土への養生	仮置き土や残土を長期に保管する場合には、シートなどで養生し、飛散を防止する。
騒音・振動	低騒音・低振動機器の導入	低騒音型及び低振動型建設機械の使用に努める。
	防音ネット、仮囲いの設置	工事範囲に防音ネットや仮囲いを設置し、騒音の漏洩防止を図る。
	環境管理	敷地境界にて騒音や振動をリアルタイムで測定し、管理する。
	アイドリングストップ	適切な工程管理、作業管理を実施し、待機時間や停止時のアイドリングの低減に努める。
	工法の選定	騒音・振動の発生を極力抑えた工法や作業の選定に努める。
	運行管理	工事関係車両の運行管理を行い、車両の集中、走行台数の抑制を図る。
水質	濁水処理	調整池や沈砂池などを活用し、降雨時に発生する濁水の流出防止に努める。
	濁水処理機能の維持	工事期間中及び竣工前に、沈砂池や雨水排水路に堆積した土砂を浚渫することで、濁水処理機能を維持する。
	山留や止水対策の実施	基礎工事や掘削工事にあつては、掘削部への地下水の流入や揚水量の低減を図るために、山留壁や止水壁などの対策を講じる。
その他	廃棄物の資源化	建設中に発生した廃棄物については、できるだけリサイクルするとともに、廃棄せざるを得ないものは適切な処理・処分を行う。
	残土の抑制	土量バランスに配慮した設計を行うことで可能な限り残土の発生を抑制する。
	化学製品の流出防止	工事に使用する塗料、薬品、油などの保管、使用、廃棄については、漏洩や流出のないように管理し、土壌汚染や周辺環境の汚染防止に努める。
	地盤沈下の防止	不用意な基礎工事や掘削工事の工法を選択したり、不適切な工事作業を行ったりすることによって、建設工事範囲と周辺地域に地盤沈下が生じることのないように努める。

表 1.4.2-16 供用時の環境保全対策

項目		環境保全対策の内容
大気質	ばいじん	ろ過式集じん器（バグフィルタ）によるばいじん除去を標準とする。
	硫黄酸化物、塩化水素	消石灰による乾式法での処理を標準とする。
	窒素酸化物	事業者の提案による。
	ダイオキシン類	ダイオキシン類の発生抑制対策・分解・除去について、ろ過式集じん機（バグフィルタ）による除去の他は、事業者の提案による。
	水銀	排ガス中に活性炭を吹き込み、ろ過式集じん機（バグフィルタ）による除去を標準とする。また、焼却処理対象物に水銀を混入させないことに注力する。
騒音・振動	機械騒音・振動	・騒音・振動の発生する機器や建築設備については、極力建屋内に収納・設置する。 ・低騒音、低振動型機器を採用する。 ・騒音の大きな機器については、必要に応じてケーシング、ラギングなどの防音対策を講じる。 ・振動の大きな機器については、必要に応じて防振材などの振動対策を講じる。 ・特に騒音が大きい機器（誘引通風機、大型油圧装置、破碎機など）については、区画した部屋へ収納するとともに、必要に応じて壁面に吸音材を施工する。 ・特に振動が大きい機器（誘引通風機、大型油圧装置、破碎機など）については、堅牢な機械基礎上に配置する。 ・建屋東側は敷地境界に近いことから、開口部や屋外に設置する建築設備などをできるだけ配置しないように配慮する。
	車両騒音・振動	・構内道路と敷地境界の間には緑地帯を設けるとともに、緑地帯には植樹して防音に配慮する。 ・構内道路の舗装構造は、道路構造令に従った強固な構造とすることで振動を低減させるとともに、騒音低減効果のある高機能舗装とする。
悪臭		・施設稼働中のごみピット内の臭気については、吸引して燃焼用空気として利用することで酸化分解させる。また、ごみピット内部を負圧にして空気の流れを外部から内部とすることで、外部への臭気の漏洩を防ぐ。 ・ごみピットの区画は、外気と遮断できるよう、RC 構造などの気密性の高い構造で防臭区画を設置する。 ・ごみピットとプラットホームは投入扉で区画し、パッカー車などからごみをピットに投入する際に開閉することが可能な仕様とすることで、ごみピットからプラットホームへの臭気漏洩をできるだけ防止する。 ・全炉停止期間などの稼働停止時は、投入扉を閉止することでごみピットからの漏洩を防止するとともに、必要に応じて脱臭装置を設置してピット内の臭気を吸引・吸着除去して排気することで、稼働停止時にごみピット内を負圧に保つ。 ・プラットホームの出入口には、自動開閉式の扉を設置することでプラットホームからの臭気の漏洩対策を講じる。また、必要に応じてエアカーテンなどの漏洩対策を併用する。
排水		・敷地内で集水した雨水は、すべて調整池に導水し、できるだけ沈砂してから場外に排水する。 ・プラント・生活排水は、新ごみ処理施設内で下水道の排水基準を満足するための処理を行ってから下水道に放流する。

11) 公害防止基準

新ごみ処理施設の公害防止基準を表 1.4.2-17 に示す。

表 1.4.2-17 公害防止基準一覧

項目				単位	公害防止基準値
排ガス	ばいじん			g/m³N	0.01 以下
	硫黄酸化物			ppm	20 以下
	塩化水素			ppm	25 以下
	窒素酸化物			ppm	80 以下
	ダイオキシン類			ng-TEQ/m³N	0.05 以下
	その他物質	カドミウム及びその化合物		mg/m³N	0.3 以下
		塩素		mg/m³N	3.0 以下
		ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素		mg/m³N	1.7 以下
		鉛及びその化合物		mg/m³N	0.5 以下
	一酸化炭素		1 時間平均	ppm	100 以下
			4 時間平均	ppm	30 以下
水銀			μ g/m³N	30 以下	
騒音	昼間（8 時～19 時）			デシベル	70 以下
	朝（6 時～8 時）・夕（19 時～22 時）			デシベル	65 以下
	夜間（22 時～6 時）			デシベル	60 以下
振動	昼間（8 時～19 時）			デシベル	65 以下
	夜間（19 時～8 時）			デシベル	60 以下
悪臭	敷地境界上における規制基準			—	臭気指数 15 以下
	気体排出口の規制基準			—	悪臭防止法施行規則 第 6 条の 2 に定める方法
	排出水の規制基準			—	悪臭防止法施行規則 第 6 条の 3 に定める方法
水質	排出水の規制基準			—	下水道の排水基準値以下

(2) 工事の概要

1) 施工計画

工事は、先行して雨水調整池などの造成工事を行い、その後、ごみ処理施設や粗大ごみ処理施設などの施設建設工事を行う。

2) 工事工程

環境影響評価時の工事工程案及び令和 7 年 12 月時点の工事工程及び工事实績を表 1.4.2-18 に示す。

造成工事は令和 7 年度から 8 年度に実施し、施設建設工事は令和 9 年度から 12 年度に行う計画である。

なお、各工事の詳細が確定した段階、工事に着手する段階等、事業の段階ごとに周辺住民を対象として説明を行う。

3) 建設資材等の搬入計画

建設資材等の主要な搬入ルートを図 1.4.2-17 に示す。

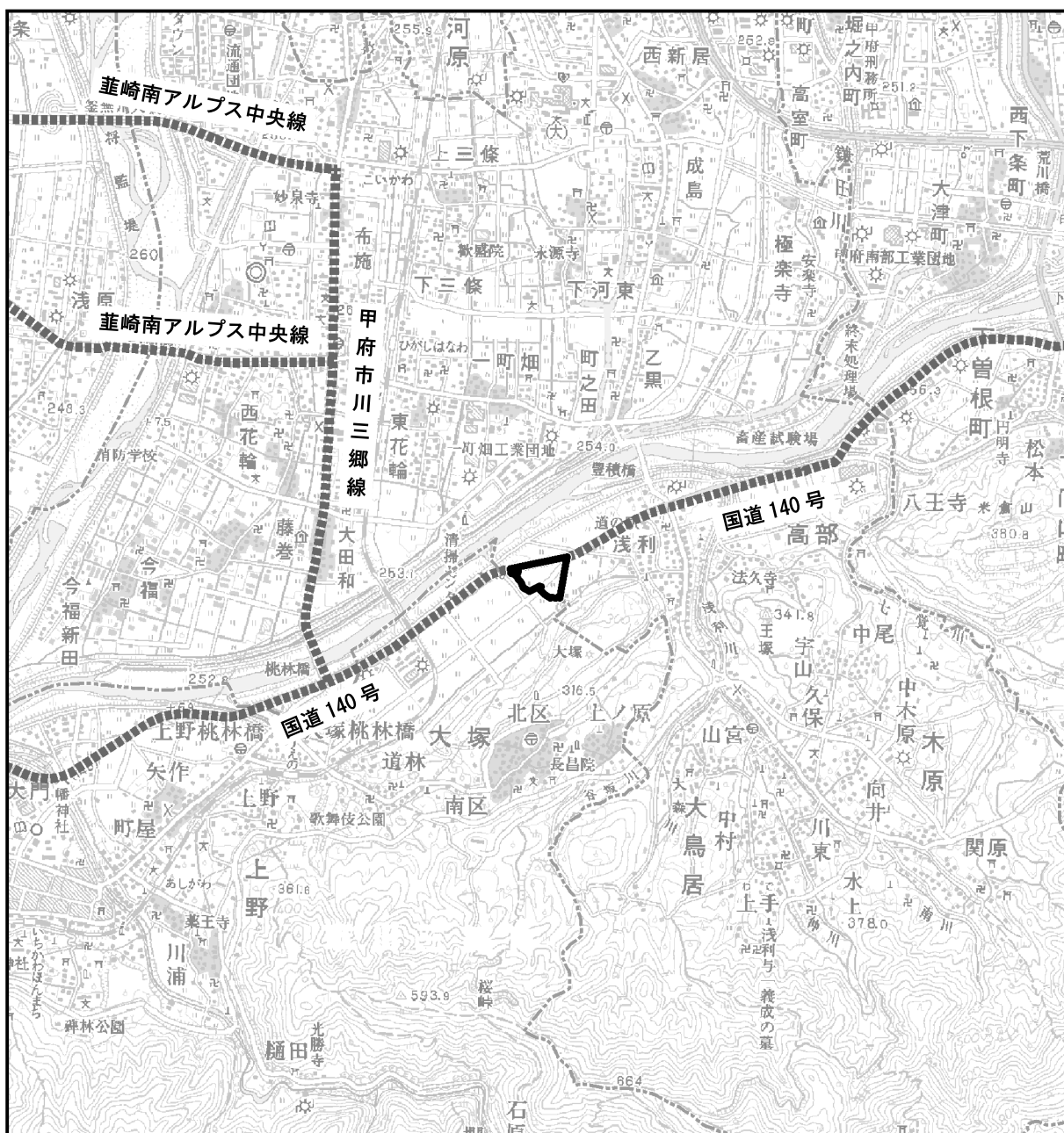
建設資材等の主要な搬入ルートは、北方面は葦崎南アルプス中央線と甲府市川三郷線を、東方面と西方面は国道 140 号を、それぞれ利用する。

表 1.4.2-18 工事工程案及び実績

工事の細目	年度 令和7年度 (2025年度)				令和8年度 (2026年度)				令和9年度 (2027年度)			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
造成工事												
造成工事 (盛土・調整池等)												
芝生広場工事												
創出環境 (ビオトープ) 工事												
国道交差点及び道路水路付替工事												
施設建設工事												
施設建設詳細設計												
施設建設工事												
土木工事												
躯体工事												
プラント工事												
試運転												
施設供用												

工事の細目	年度 令和10年度 (2028年度)				令和11年度 (2029年度)				令和12年度 (2030年度)			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
造成工事												
造成工事 (盛土・調整池等)												
芝生広場工事												
創出環境 (ビオトープ) 工事												
国道交差点及び道路水路付替工事												
施設建設工事												
施設建設詳細設計												
施設建設工事												
土木工事												
躯体工事												
プラント工事												
試運転												
施設供用												

注)：黒実線は補正環境影響評価書での工事工程を、青実線は令和7年12月時点での工事予定を、赤実線は令和7年12月時点での工事実績を示す。



【凡例】

- 対象事業実施区域
- 資材運搬車両 走行ルート(工事中)

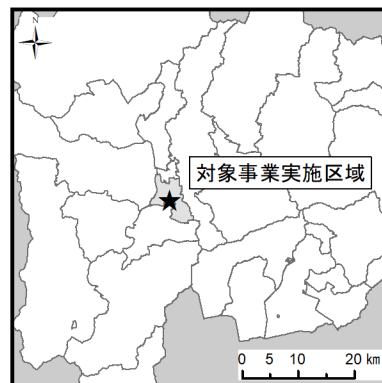
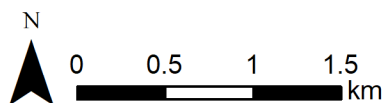


図 1.4.2-17 工事中の主要な走行ルート

(空白)